

解禁（掲載）は取材後とする

市民に開かれた公園の整備・維持管理を実施します － 平成19年度 国営ひたち海浜公園事業概要 －

記者発表資料

国営ひたち海浜公園における平成19年度の事業概要と年間行事予定がまとまりましたのでご案内いたします。

●整備について

- ・みはらしの丘において、第3頂上斜面の法面保護を行うほか、管理用園路の整備を行い、完成させます。
- ・みはらしの里において、今後整備を行う古民家の延焼防止を目的とした防災基盤設備の整備を行います。
- ・砂丘エリアの早期供用に向け、園路及び広場の整備を行うほか、基盤整備などを行います。
- ・公園を訪れる全ての方々が快適に公園を利用できるよう、園路の傾斜・不陸の改修を実施します。

●維持管理・イベント運営などについて

- ・コスト縮減に努めながらお客様に常に安全かつ快適に利用して頂けるように適正な維持管理と質の高いサービスの提供に努め、広報・イベントを積極的に活用し、魅力ある公園の運営に努めます。
- ・市民に開かれた公園の運営を目指し、一部管理作業へのボランティアの参加を呼びかけます。

平成19年4月20日



国営 ひたち海浜公園
Hitachi Seaside Park

● 国土交通省関東地方整備局 国営常陸海浜公園事務所

● (財)公園緑地管理財団 ひたち公園管理センター

記者発表クラブ

竹芝記者クラブ、横浜海事記者クラブ、神奈川建設記者会、
県政記者クラブ（茨城）

問い合わせ先

●整備について

国土交通省 関東地方整備局
国営常陸海浜公園事務所

工務課長 菊地 一美
調査設計課長 笠間 三生

電話 029-265-9412～3

●維持管理・イベント運営などについて

(財)公園緑地管理財団
ひたち公園管理センター

企画課長 穂積 計人

電話 029-265-9001～5

●ホームページ

<http://www.hitachikaihin.go.jp/>

平成19年度 国営常陸海浜公園の事業概要

1. 国営ひたち海浜公園の概要

本公園は、首都圏におけるレクリエーション需要に対応するために設置された、イ号国営公園です。昭和54年から事業着手し、平成3年に第1期開園し、その後も順次開園をしてきています。

●場 所	茨城県ひたちなか市（ひたちなか地区）
●計画面積	350ha
●供用面積	135.0ha（平成19年4月1日現在）
●入園者数	平成18年度 約99万人 (平成19年2月3日に累計入園者1,200万人を達成)

2. 平成19年度の予算

- 国営公園整備費 : 691百万円（平成18年度当初：750百万円）
- 国営公園維持管理費 : 755百万円（平成18年度当初：766百万円）

3. 公園の整備

（1）平成19年度の公園整備の概要

- みはらしの丘において、第3頂上斜面の法面保護を行うほか、管理用園路の整備を行い、完成させます。
- みはらしの里において、今後整備を行う古民家の延焼防止を目的とした防災基盤設備の整備を行います。
- 砂丘エリアの早期供用に向け、園路及び広場の整備を行うほか、基盤整備などを行います。
- 公園を訪れる全ての方々が快適に公園を利用できるよう、園路の傾斜・不陸の改修を実施します。



●みはらしの丘

茨城県内の建設残土を用いて国営ひたち海浜公園内に造成した人工の丘です。

海拔5.8mの高さまで登ることができ、晴れた日は日光連山から太平洋までを360°のパノラマが楽しめます。

5月にはネモフィラが、10~11月にはコキアの紅葉が、独特の雄大な景観を醸しだし、県内の花の名所としても知られています。

平成18年12月に建設残土の搬入が終了したことを受け、今年度、第3頂上法面保護、管理用園路の整備を行い、完成させます。



(西側から第2頂上を撮影)

●みはらしの里



みはらしの丘のふもとに歴史・文化に触れながら学ぶことが可能な活用型の古民家園の整備を行います。

平成18年度までに、園路整備やトイレの整備などを行っており、今後整備する古民家の延焼防止を目的とした防災基盤設備の整備を行います。

(みはらしの丘第3頂上から、整備予定地を撮影)

●砂丘エリア



国営ひたち海浜公園の特徴ある自然のひとつである砂丘エリアについて、既開園エリアの南側のクロマツ林において、園路及び広場などの整備を行います。

整備予定地は、砂が堆積した丘の部分にあたり、地盤が高いため、整備を行うことで現在未開園区域で保全している砂丘および阿字ヶ浦の海岸線を展望できるようになります。

(未開園区域の大砂丘で見られる風紋)

●園路などのバリアフリー化



国営公園では、公園施設のバリアフリー化に取り組んできたところですが、平成18年12月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行され、都市公園施設が新たにバリアフリー化の義務づけの対象となったことから、基準に基づく見直しを再度行い、必要な改修を進めます。

(平成18年度に記念の森レストハウスに新設した身障者対応型トイレ)

(2) 平成19年度の供用予定箇所

なし

4. 公園の維持管理・イベント運営など

(1) 概要

入園者に快適な公園利用を提供するため、植物管理、建物管理、工作物管理、清掃、広報・イベント運営などを適切に行います。また、顔の見える管理でサービス向上を図り、お客様への満足度を向上させます。

本公園は茨城県内有数の観光拠点の一つとなっていることから、公園だけでなく周辺地域・周辺観光スポットと連携して観光エリアとしての認知度の向上を図り、茨城観光の魅力向上を図ります。その中でも特にスイセンやネモフィラ、スカシユリなど花の名所としての知名度の向上・定着をさらに進め、広域利用及びお客様の満足度の向上を図ります。

(2) 平成19年度の管理運営の計画

①利用促進と質の高いサービス

国営ひたち海浜公園では、自然資源を最大限に活用した「花修景計画の内容の充実」を図ることで「花の名所」としての認知度を高め「行ってみたい」と思わせる魅力的な公園とすると共に、地域の花の名所等の観光施設と連携して広域的な利用促進方策を実施します。

②地域との連携・参画型公園の管理運営

植物管理に関する各パートナー(ハーブパートナー、ひたちガーデナーズ俱楽部、自然資源保全パートナー、スイセンガイド)の整備・組織化を強化し、市民活動の拠点となり公園の活性化につとめ、市民に開かれた、地域とともに歩む公園を目指します。

③環境の保全と環境資源を活用した環境教育などの充実と利用拡大

公園に残された海浜部から森林部へ展開する沢田湧水や海浜植生などの自然環境の重要性を自然資源を活用した環境プログラムの実施により次世代の子供たちや国民に継承します。

(3) 平成19年度の主な行事予定

<平成19年>

- スイセンファンタジー2007（3月21日～4月15日 実施済）
- チューリップワールド（4月21日～5月6日）
- ネモフィラハーモニー（5月12日～6月3日）
- T E E N S R O C K i n ひたちなか（7月22日）
- R O C K I N J A P A N 2007（8月3日～5日）
- オータムピクニック（9月22日～10月28日）
- ひたち海浜公園オータムフェスティバル（10月21日）

<平成20年>

- スイセンファンタジー2008（平成20年3月中旬～4月中旬）

(4) 平成19年度の開園日・開園時間

●休園日

毎週月曜日

- ・ただし、これが祝日にあたる場合はその翌日の火曜日が休園日となります。
- ・12月31日、1月1日、2月の第1火曜日～金曜日までは休園します。
- ・なお、下記の期間は、毎日開園します（都合により変更する事があります）。
春季／4月 1日～5月31日 秋季／10月1日～31日
夏季／7月21日～8月31日

●開園時間

- ・9：30～17：00
4月1日～7月20日、9月1日～10月31日、3月1日～31日
- ・9：30～16：30
11月1日～2月29日
- ・9：30～18：00
4月28日～5月6日（GW期間）及び7月21日～8月31日

(5) 平成19年度の無料開園日

毎年、国が提唱し、全国的に実施している「春の都市緑化推進運動」、「秋の都市緑化月間」などの行事にあわせて、都市公園、都市緑化の円滑な推進を図り、広く国民の理解と協力を得るために、国営公園における無料開園を実施します。

- 平成19年 4月15日（祝日）都市緑化推進運動に基づくもの
- 平成19年 5月 4日（祝）都市緑化推進運動「みどりの日」
- 平成19年 5月 5日（祝）都市緑化推進運動「子供の日」*
- 平成19年 7月22日（日）国土交通Dayに基づくもの
- 平成19年10月 7日（日）都市緑化月間にに基づくもの
- 平成19年10月21日（日）都市緑化月間にに基づくもの

*「子どもの日」は、小学生・中学生及び相当する者のみ無料

風景園「みはらしの里」整備テーマ：「なつかしい村の風景と活動」——なつかしい風景、なつかしい生活のある村づくり

◇ 風景園の方針 <整備の方向性>

- ①農家づくり古民家の段階的整備
- ②風景園完成までの過程も公開していく
整備方法
- ③整備過程から利用者の参加・活用
- ④古民家整備に合わせた村づくり



(整備イメージ)

<みはらしの里を整備する意義>

- ①公園の核になる文化拠点的施設
- ②失われつつある民俗・文化等を次の時代に伝承
- ③高齢者の豊富な知識と経験を活用できる社会参加の場
- ④環境学習的意義を持つ風景園での参加体験活動の場
- ⑤北関東三県の連携で広域的な民俗・文化の交流拠点
- ⑥農村風景がもつ“心地よい眺め”やすらぎの時間創出

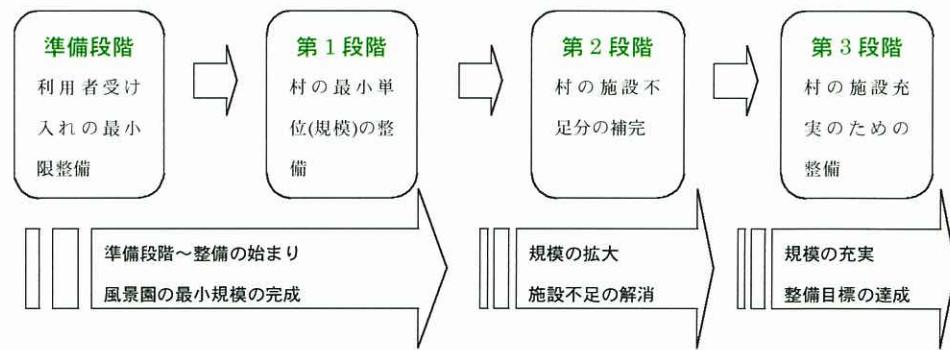
◇ 風景園の計画 <整備と運営の計画方針>

■ 古民家を中心とした農村風景の整備と人々の活動でつくる農村風景

古民家整備と運営プログラムの作成を同時進行
 「準備段階」⇒「第1段階」⇒「第2段階」⇒「第3段階」とソフト面の充実・利用者増大に合わせて段階的に整備



(集会所として再整備する古民家)



<古民家・農村風景の創出>

古い時代から新しい時代へと、様式の変化する古民家を移築
 (第1段階) (第2段階) (第3段階)
 建立の時代 : 17世紀 → 18世紀 → 19世紀
 代表的様式 : 『直屋』 → 『曲屋』 → 『養蚕家屋』



(写真是イメージ)

<運営プログラムの構築・活動スタッフ（協力者）の養成>

活動テーマ : 「みんなでつくる農村風景」

村の「農事」、村の「生活」、村の「食」、村の「副業」の4つを柱に、地域の協力者とともにつくる



◇計画の概要

<計画対象地「みはらしの里」>

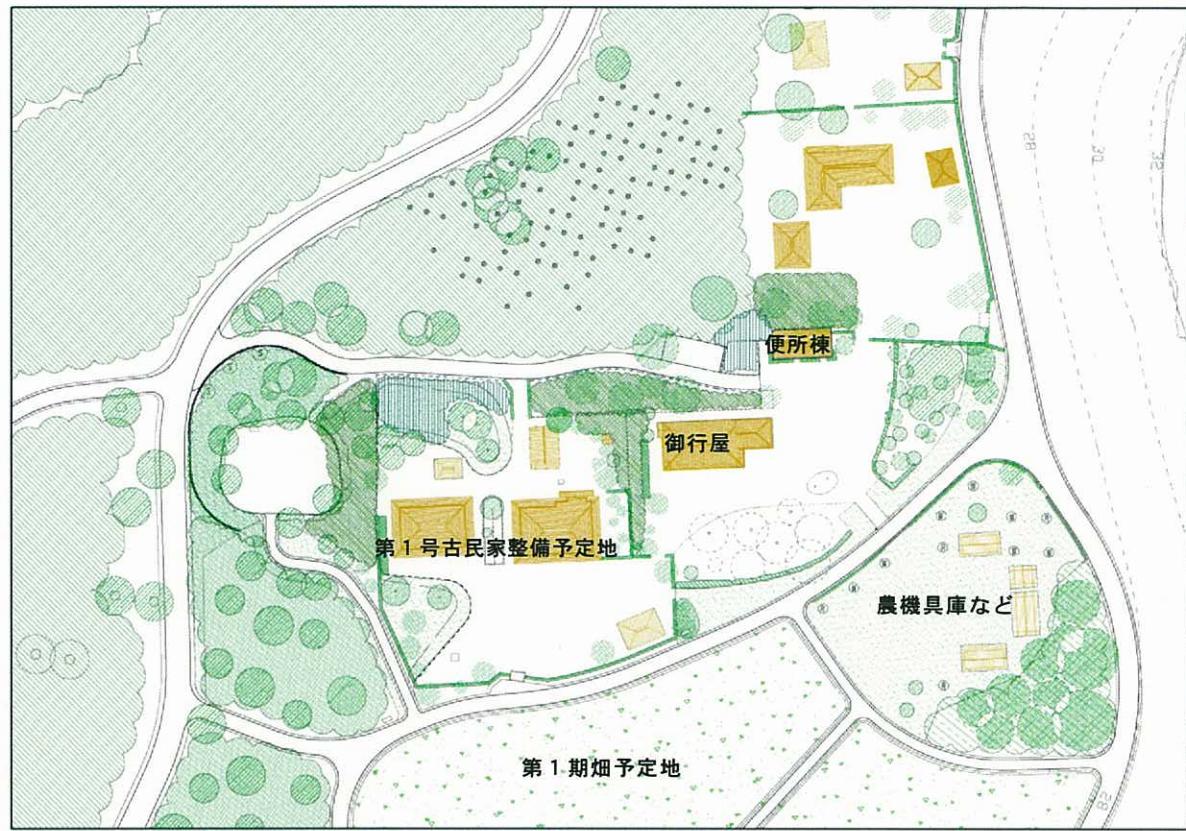
国営ひたち海浜公園内「みはらしの丘」の東側ふもとエリア。
既存樹林（アカマツ・落葉広葉樹混交林）と小さな起伏をもつ平坦草地から構成されている。

平成18年度までに園路整備、トイレ整備を行っており、現在、活動の拠点となる御行屋（集会所）について工事着手を行ったところ。

平成19年度は、今後復元する古民家の延焼防止のための防災基盤設備の整備を行う。



計画対象地



配置計画図

◇配置計画

風景園「みはらしの里」では、ハードとしての建物を展示することよりも、農業活動や庭での日常の活動などのソフトの部分を含めて「村の風景」を見てもらい、参加してもらうことを目的とした整備を進めることとしており、こうした観点に基づいた建物および植栽配置の検討を行った。



みはらしの郷入り口



古民家整備予定地



第1期畠予定地



農機具小屋など



便所棟